



# 三重県公報

平成16年12月20日(月)

号 外

## 目 次

### 条 例

- 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (地方分権室) 6
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (人材政策室) 7
- 三重県手数料条例の一部を改正する条例…………… (業務食品室) 8
- 三重県県税条例の一部を改正する条例…………… (税務政策室) 14
- クリーニング所における必要な措置に関する条例の一部を改正する条例…………… (業務食品室) 14
- 大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (水質改善室) 15
- 三重県公害健康被害認定審査会条例を廃止する条例…………… (地球温暖化対策室) 17
- 破産法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例…………… (法務・文書室) 18
- 三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… (建築開発室) 18
- 三重県流域下水道条例及び都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例…………… (下水道室) 22
- 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育委員会) 22
- 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例…………… (同) 23
- 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (企業庁) 24
- 松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例…………… (県議会) 24
- 三重県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) 25
- 四日市市及び三重郡楠町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例…………… (同) 25
- 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (同) 26

### 公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第73号)
  - 1 三重県屋外広告物条例の一部改正に伴い、同条例に基づく広告物又は掲示物件の保管、公示若しくは売却等の事務を津市ほか47市町村が処理することとする事務とすることとしました。
  - 2 三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する処分に伴い、公職選挙法施行令に基づく事務を処理することとする市町村から楠町を除くこととしました。
  - 3 三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する処分に伴い、次の事務を四日市市が処理することとする事務とすることとしました。
    - (1) 三重県交通災害共済条例に基づく事務
    - (2) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく事務
    - (3) 三重県屋外広告物条例に基づく事務
  - 4 度会郡大紀町の設置に伴い、次の事務を同郡大紀町が処理することとする事務とすることとしました。
    - (1) 租税特別措置法に基づく事務
    - (2) 農地法に基づく事務
    - (3) 三重県漁港管理条例に基づく事務
    - (4) 三重県屋外広告物条例に基づく事務
  - 5 この条例は、1については公布の日、2及び3については平成17年2月7日、4については度会郡大

宮町、同郡紀勢町及び同郡大内山村を廃し、その区域をもって同郡大紀町を設置する処分が効力を生ずる日から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第74号)

- 1 寒冷地手当に係る規定を削ることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 3 県内の寒冷地に、施行の日の前日から引き続いて在勤する職員の寒冷地手当については、平成18年2月28日までの間は、なお従前の例によることとしました。
- 4 寒冷地手当の支給される県外の地域に、施行の日の前日から引き続いて在勤する職員については、平成22年2月28日までにおいて人事委員会が定める日までの間は、なお従前の例によることとしました。この場合の職員に支給される寒冷地手当の額は、人事委員会が定める額とすることとしました。

◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第75号)

- 1 薬事法関係の手数料を次のとおり設けることとしました。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の細目	手数料の金額
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第9条の規定により行うことができることとされた薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の薬事法(以下「新薬事法」という。)第12条第1項に規定する医薬品等の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬品等製造販売業許可申請手数料	第1種医薬品製造販売業許可申請手数料	149,800円
		第2種医薬品製造販売業許可申請手数料	131,600円
		薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	7,500円
		GMP対象医薬部外品製造販売業許可申請手数料	131,600円
		医薬部外品製造販売業許可申請手数料	58,800円
		化粧品製造販売業許可申請手数料	58,800円
		第1種医療機器製造販売業許可申請手数料	149,800円
		第2種医療機器製造販売業許可申請手数料	131,600円
		第3種医療機器製造販売業許可申請手数料	95,200円
新薬事法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品等製造業許可申請手数料	医薬品(無菌)製造業許可申請手数料	73,400円
		医薬品(一般)製造業許可申請手数料	69,400円
		医薬品(包装等)製造業許可申請手数料	29,400円
		薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	11,000円
		医薬部外品(無菌)製造業許可申請手数料	73,400円
		医薬部外品(一般)製造業許可申請手数料	34,800円
		医薬部外品(包装等)製造業許可申請手数料	29,400円
		化粧品(一般)製造業許可申請手数料	34,800円
		化粧品(包装等)製造業許可申請手数料	29,400円
		医療機器(滅菌)製造業許可申請手数料	73,400円

		医療機器（一般）製造業許可申請手数料	69,400円
		医療機器（包装等）製造業許可申請手数料	29,400円
新薬事法第14条第1項に規定する医薬品等の製造販売の承認の申請に対する審査	医薬品等製造販売承認申請手数料	医療用医薬品製造販売承認申請手数料	195,200円
		薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	90円
		その他の医薬品製造販売承認申請手数料	69,300円
		医薬部外品製造販売承認申請手数料	34,000円
新薬事法第14条第6項に規定する医薬品等の製造の適合性調査又は新薬事法第80条第1項に規定する輸出用医薬品等の製造の適合性調査の申請に対する審査	医薬品等適合性調査申請手数料	承認申請時等（無菌等）適合性調査申請手数料	48,800円
		承認申請時等（一般）適合性調査申請手数料	28,700円
		承認申請時等（包装等）適合性調査申請手数料	13,300円
		定期調査時（無菌等）適合性調査申請手数料	適合性調査の品目の数が1である場合にあつては98,800円、適合性調査の品目の数が2以上である場合にあつては98,800円に1を超える適合性調査の品目の数に2,700円を乗じて得た額を加算した金額
		定期調査時（一般）適合性調査申請手数料	適合性調査の品目の数が1である場合にあつては58,200円、適合性調査の品目の数が2以上である場合にあつては58,200円に1を超える適合性調査の品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した金額
		定期調査時（包装等）適合性調査申請手数料	適合性調査の品目の数が1である場合にあつては27,800円、適合性調査の品目の数が2以上である場合にあつては27,800円に1を超える適合性調査の品目の数に1,200円を乗じて得た額を加算した金額

- 2 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料を15,100円（現行13,900円）とすることとしました。
- 3 この条例は、平成17年1月1日から施行することとしました。

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第76号）

- 1 法人の県民税の法人税割の税率を5.8パーセントとする特例措置の適用期限を平成22年12月31日（現行平成17年12月31日）まで5年間延長することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ クリーニング所における必要な措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第77号）

- 1 条例の題名をクリーニング所等に係る営業者が講ずべき必要な措置に関する条例（現行クリーニング所における必要な措置に関する条例）に改めることとしました。

- 2 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業者に係る必要な措置の規定を整備することとしました。
- 3 その他規定を整備することとしました。
- 4 この条例は、平成17年1月1日から施行することとしました。  
大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第78号）
  - 1 排出水の汚染状態に係る排水基準の適用区域の位置についての規定を整備することとしました。
  - 2 三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する処分に伴い、ばいじん及び有害物質に係る排出基準に係る適用区域についての規定を整理することとしました。
  - 3 その他規定を整備することとしました。
  - 4 この条例は、公布の日（2については平成17年2月7日）から施行することとしました。  
三重県公害健康被害認定審査会条例を廃止する条例（条例第79号）  
この条例は、平成17年2月7日から施行することとしました。  
破産法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第80号）
    - 1 次に掲げる条例において規定を整備することとしました。
      - (1) 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
      - (2) 三重県特定公共賃貸住宅条例
      - (3) 三重県営住宅条例
    - 2 この条例は、平成17年1月1日から施行することとしました。  
三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第81号）
      - 1 条例の目的に良好な景観の形成を加えることとしました。
      - 2 広告旗の表示に係る許可の期間は、60日以内とすることとしました。
      - 3 知事は、条例の規定に違反した広告物等の除却等の措置を命じた場合において、その措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法に定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を徴収することができることとしました。
      - 4 知事は、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等が条例の規定に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができることとしました。ただし、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては、管理されずに放置されていることが明らかな場合に限ることとしました。
      - 5 除却した広告物等の保管、売却、廃棄等を行うための規定を整備することとしました。
        - (1) 知事は、広告物等を除却し、又は除却させたときは、当該広告物等（はり紙を除く。）を保管しなければならないこととしました。
        - (2) 知事は、(1)により広告物等を保管したときは、当該広告物等の所有者等に対し当該広告物等を返還するため、保管した広告物等の名称又は種類及び数量等を公示しなければならないこととしました。
        - (3) (2)による公示は、公示を始めた日から起算して広告物等の区分に従って定める期間、規則で定める場所に掲示することとしました。
        - (4) 知事は、(1)により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は(2)による公示の日から(3)の期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、(5)により評価した当該広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、規則で定めるところにより当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができることとしました。
        - (5) 広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うこととしました。
        - (6) 知事は、(4)の広告物等の価額が著しく低い場合において、広告物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物等を廃棄することができることとしました。
        - (7) (4)により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができることとしました。
        - (8) 広告物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物等の返還を受けるべき広告物等の所有者等に負担させることができることとしました。
        - (9) (2)の公示の日から起算して6月を経過してもなお(1)により保管した広告物等（(4)により売却した代

金を含む。)を返還することができないときは、当該広告物等の所有権は、三重県に帰属することとしました。

- 6 その他規定を整備することとしました。
- 7 この条例は、公布の日(6の一部については、景観法附則ただし書に規定する日又は平成17年4月1日)から施行することとしました。

◎ **三重県流域下水道条例及び都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例(条例第82号)**

- 1 三重県流域下水道条例の一部改正  
流域下水道の処理する区域の存する市町に係る規定を整理することとしました。
- 2 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例の一部改正  
都市計画法施行令第31条ただし書の規定により条例で定める区域から楠町の区域を除くこととしました。
- 3 この条例は、平成17年2月7日から施行することとしました。

◎ **公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第83号)**

- 1 寒冷地手当に係る規定を削ることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 3 施行の日の前日から引き続いて寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当については、平成18年2月28日までの間は、なお従前の例によることとしました。

◎ **三重県立高等学校条例の一部を改正する条例(条例第84号)**

- 1 県立高等学校の分校を次のとおり設置することとしました。

名 称	位 置	設置課程
三重県立尾鷲高等学校長島分校	北牟婁郡紀伊長島町(現行の三重県立長島高等学校に同じ。)	全日制

- 2 この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

◎ **企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第85号)**

- 1 寒冷地手当に係る規定を削ることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 3 施行の日の前日から引き続いて寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当については、平成18年2月28日までの間は、なお従前の例によることとしました。

◎ **松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例(条例第86号)**

- 1 松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町及び同郡飯高町の合併に伴う松阪市及び一志郡の区域に係る三重県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第15条第1項の規定により、平成17年1月1日に在任する三重県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとしました。
- 2 この条例は、平成17年1月1日から施行することとしました。

◎ **三重県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第87号)**

- 1 三重県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、亀山市・鈴鹿郡(議員数1人)を亀山市(議員数1人)に、志摩郡(議員数2人)を志摩市(議員数2人)に改めることとしました。
- 2 この条例は、平成17年1月11日から施行することとしました。

◎ **四日市市及び三重郡楠町の合併に伴う三重県議会議員の選挙区の特例に関する条例(条例第88号)**

- 1 三重郡楠町を廃止し、その区域を四日市市に編入したことに伴う四日市市及び三重郡の区域に係る三重県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第15条第1項の規定により、平成17年2月7日に在任する三重県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとしました。
- 2 この条例は、平成17年2月7日から施行することとしました。

◎ **三重県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第89号)**

- 1 「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めることとしました。
- 2 この条例は、平成17年1月1日から施行することとしました。

規 則

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第七十三号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の項中「、楠町」を削り、同表第二号の二の項及び第七号の二の項中「、大宮町、紀勢町及び大内山村」を「及び大紀町」に改め、同表第二十四号の項中「(四日市市を除く。)」を削り、同表第二十八号の項中「、楠町」を削り、同表第二十九号の項中「紀勢町」を「大紀町」に改め、同表第三十号の項ル及びヲ中「除却その他」を削り、同項ワ中「及び第四項」を削り、「広告物の除却」を「代執行及び費用の徴収」に改め、同項中タをナとし、ヨをネとし、同項力中「規定による」の下に「報告若しくは資料提出の要求又は」を加え、同項力を同項ツとし、同項ワの次に次のように加える。

- カ 条例第十九条第四項の規定による広告物又は掲出物件の除却
  - ヨ 条例第十九条の二第二項の規定による広告物又は掲出物件の保管
  - タ 条例第十九条の二第二項の規定による広告物又は掲出物件の返還又は公示
  - レ 条例第十九条の二第四項の規定による広告物又は掲出物件の売却等
  - ソ 条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄
- 別表第二第三十一号の項イ中「第十九条第三項及び第四項」を「第十九条第四項」に改め、「広告物」の下に「又は掲出物件」を加え、同項ロ中「規定による」の下に「報告若しくは資料提出の要求又は」を加え、同項ロを同項ヘとし、同項イの次に次のように加える。
- ロ 条例第十九条の二第一項の規定による広告物又は掲出物件の保管
  - ハ 条例第十九条の二第二項の規定による広告物又は掲出物件の返還又は公示
  - ニ 条例第十九条の二第四項の規定による広告物又は掲出物件の売却等
  - ホ 条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄
- 別表第二第三十一号の項中「、四日市市」、「、楠町」、「、大宮町、紀勢町」及び「、大内山村」を削り、「度会町」の下に「、大紀町」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
    - 一 別表第二第三十号の項の改正規定及び同表第三十一号の項の改正規定(「、四日市市」、「、楠町」、「、大宮町、紀勢町」及び「、大内山村」を削り、「度会町」の下に「、大紀町」を加える部分を除く。)
- 公布の日

二 別表第二第一号の項の改正規定、同表第二十四号の項及び第二十八号の項の改正規定並びに同表第三十一号の項の改正規定（「、四日市市」及び「、楠町」を削る部分に限る。）並びに次項及び附則第三項の規定 平成十七年二月七日

三 別表第二第二号の二の項及び第七号の二の項の改正規定、同表第二十九号の項の改正規定並びに同表第三十一号の項の改正規定（「、大宮町、紀勢町」及び「、大内山村」を削り、「度会町」の下に「、大紀町」を加える部分に限る。） 度会郡大宮町、同郡紀勢町及び同郡大内山村を廃し、その区域をもって同郡大紀町を設置する処分が効力を生ずる日

（処分、申請等に関する経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定の施行の際改正前の別表第二第一号の項に掲げる事務に係る法令の規定により楠町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は前項第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前に当該法令の規定により楠町長に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際改正後の別表第二第二号の項、第三号の項、第六号の項、第二十四号の項、第二十五号の項、第二十七号の項、第三十一号の項及び第三十五号の項に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事若しくは三重県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令の規定により知事若しくは三重県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において四日市市長若しくは四日市市教育委員会（以下「四日市市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、四日市市長等がした処分その他の行為又は四日市市長等に対してなされた申請その他の行為とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

### 三重県条例第七十四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条を削り、第二十条の二を第二十条とする。

第二十三条の二第一項中「第二十条の二」を「第二十条」に改め、同条第二項中「、第二十条」を削る。

第二十六条第二項、第三項及び第五項中「、寒冷地手当」を削る。  
附則に次の一項を加える。

17 平成十六年十月二十八日から職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年三重県条例第七十四号）の施行の日の前日までの間における同条例による改正前の第二十条第三項の規定の適用については、同項中「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十六号）第二条による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律」とする。  
別表第六を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（附則第四項において「新条例」という。）附則第十七項の規定は、平成十六年十月二十八日から適用する。  
（経過措置）

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例（次項において「旧条例」という。）第二十条第一項に規定する寒冷地に、この条例の施行の日（次項及び附則第五項において「施行日」という。）の前日から引き続き在勤する職員の寒冷地手当については、平成十八年二月二十八日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条第二項に規定する世帯等の区分については、当該職員の平成十六年十二月一日における世帯等の区分と平成十七年十二月一日における世帯等の区分のうち、同項の規定による寒冷地手当の額が少なくなる方の世帯等の区分によるものとする。

4 施行日の前日において新条例附則第十七項の規定による読替後の旧条例第二十条第三項の規定により寒冷地手当の支給される地域に、同日から引き続き在勤する職員の寒冷地手当については、平成二十二年二月二十八日までにおいて人事委員会が定める日までの間は、なお従前の例による。この場合において、当該職員に支給する寒冷地手当の額は、同項に定める額の範囲内で人事委員会が定める額とする。

5 任用の事情及び施行日以降の勤務地等を考慮して、前二項の規定により寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

- 6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）
- 7 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第八条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第七十五号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例(平成十二年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第四百十五号の二の項の次に次のように加える。

<p>百四十五 の三</p>	<p>薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十五年政令第五百三十五号)附則第九条の規定により行うことができることとされた薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定による改正後の薬事法(以下「新薬事法」という。)第十二条第一項に規定する医薬品等の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>別表第三の六の項に定める金額</p>
<p>百四十五 の四</p>	<p>新薬事法第十三条第一項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>別表第三の七の項に定める金額</p>
<p>百四十五 の五</p>	<p>新薬事法第十四条第一項に規定する医薬品等の製造販売の承認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売承認申請手数料</p>	<p>別表第三の八の項に定める金額</p>
<p>百四十五 の六</p>	<p>新薬事法第十四条第六項に規定する医薬品等の製造の適合性調査又は新薬事法第八十条第一項に規定する輸出入医薬品等の製造の適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等適合性調査申請手数料</p>	<p>別表第三の九の項に定める金額</p>

別表第一第三百五十四号の項中「一万三千九百円」を「一万五千百円」に改める。  
別表第三第五号の項の次に次のように加える。

<p>六 医 薬品 等製 造販 売業 許可</p>	<p>(一) 医薬品に係るもの イ 第一種医薬品製造販売業の許可の申請(ハに掲げるものを除く。)に対する審査 ロ 第二種医薬品製造販売業の許可の申請(ハに掲げるものを除く。)</p>	<p>第一種医薬品製造販売業許可申請手数料 第二種医薬品製造販売業許可申請手数料</p>	<p>十四万九千八百円 十三万六千六百円</p>
---	---	--	------------------------------

七 医 薬品 等製 造業	申請 手数 料	<p>(一) 医薬品に係るもの</p> <p>イ 無菌医薬品（無菌化された医薬品をいう。ロにおいて同じ。）の製造工程の全部又は一部を行う者</p>	<p>に対する審査</p> <p>ハ 薬局製造販売医薬品（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品をいう。次項及びハの項において同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>(二) 医薬部外品に係るもの</p> <p>イ GMP対象医薬部外品（薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第一条の規定による改正後の薬事法施行令第二十条第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品をいう。ロにおいて同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>ロ GMP対象医薬部外品以外の医薬部外品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>(三) 化粧品に係るもの</p> <p>化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>(四) 医療機器に係るもの</p> <p>イ 第一種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>ロ 第二種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>ハ 第三種医療機器製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品 製造販売業許可申請 手数料</p> <p>GMP対象医薬部外 品製造販売業許可申 請手数料</p> <p>医薬部外品製造販売 業許可申請手数料</p> <p>化粧品製造販売業許 可申請手数料</p> <p>第一種医療機器製造 販売業許可申請手数 料</p> <p>第二種医療機器製造 販売業許可申請手数 料</p> <p>第三種医療機器製造 販売業許可申請手数 料</p> <p>医薬品（無菌）製造 業許可申請手数料</p>	<p>七千五百円</p> <p>十三万六千六百円</p> <p>五万八千八百円</p> <p>五万八千八百円</p> <p>十四万九千八百円</p> <p>十三万六千六百円</p> <p>九万五千二百円</p> <p>七万三千四百円</p>
-----------------------	---------------	---	--	---	--